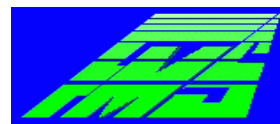


2015(平成27)年2月10日 臨時号発行

福岡県マンション管理士会会報



発行所 特定非営利活動法人 福岡県マンション管理士会
〒810-0012 福岡市中央区白金1丁目1-3 白金オークマンション504号
TEL 092-524-9288 FAX 092-402-3348
URL <http://www.fukuoka-mankai.com>
E-mail fms-info.504@fukuoka-mankai.com

《臨時号発刊に際して》

理事長 河崎 和夫

会員の皆様にはいつも会の運営にご協力いただき誠に感謝いたします。

会報誌は、1月15日新春号を発刊致しましたが、今回は連続で臨時号をお送り致します。

今号の内容は、平成27年1月20日に「あすみん」で開催されました「平成26年度第1回臨時総会」の御報告です。

この臨時総会は、当県士会にとって根幹に関わる組織変更を決定する重要な会議でした。

議事の概要につきましては、次頁以降に掲載してありますが、「一般社団法人福岡県マンション管理士会」への組織変更が承認されました。この件につきましては、昨年4月以降理事会で審議し、親泊日管連会長をお招きしての説明会、12月の会員の皆様への説明会等を経て今回の臨時総会に至りました。

今後は、審議の折に御質問や御提案を戴いた内容をも踏まえ、現役員、次期役員共々決議事項に沿って、まい進していく決意でございますので、一層の御助力、ご鞭撻をお願い致します。

平成 26 年度第 1 回臨時総会議事報告

臨時総会は、平成 27 年 1 月 20 日（火）午後 1 時 15 分定刻通り、あすみんで開催されました。

通常通り、開会宣言、定足数確認、理事長挨拶の後、議長が選出され、続いて議事録署名人が指名されました。

議案審議に入り、議長は第 1 号議案を上程しました。

河崎理事長、平原副理事長より、昨年来、折に触れ説明してきた NPO 法人から一般社団法人の移行の必要性並びにそれに伴う三議案につき説明がありました。

説明に引き続き質疑応答が行われ財政の赤字を懸念する意見も出ましたが、今後の一社理事会で検討することとし採決の結果、「一般社団法人福岡県マンション管理士会 設立の件」は、賛成多数で可決されました。

続いて議長は、第 1 号議案に付属した第 2 号議案、第 3 号議案を上程し、それぞれ賛成多数で可決されました。

議長は、全ての審議が終了したことを宣言して降壇し、午後 3 時 30 分閉会しました。

この後、理事長から議案承認を受けて今後のスケジュールについて下記の文書を配布して説明がありました。

散会后、承認された一般社団法人福岡県マンション管理士会設立時社員が集会を開催し、一般社団法人 福岡県マンション管理士会の代表世話人として平原嘉章副理事長を選任しました。



一般社団法人の設立と NPO 法人の今後のスケジュールについて

平成 27 年 1 月 30 日

先日の臨時総会により、『NPO 法人』から『一般社団法人』に移行することに決定いたしました。

つきましては今後のスケジュールについて御説明致します。

まず一般社団法人の設立ですが、

臨時総会にて設立の際の社員が決定致しましたのでこれを受けて、代表世話人が臨時総会直後の設立社員総会にて平原副理事長が選任されました。

この後、

- ① 早急に設立理事による会議を開催し、代表理事を選出する。
- ② 直ちに法務局等への申請の準備に掛り、2月中旬までには申請する。
- ③ 数日で手続が完了する（見込み）
- ④ 3月をめどに、NPO 法人の会員の方の移行を受け入れる。（3月末日まででしたら、入会金は不要。）
- ⑤ 3月中に、関係各団体（福岡県、福岡市、佐賀市、久留米市、北九州市等）に連絡する。
- ⑥ 平成 27 年 4 月 1 日より、正式活動開始となります。

次に NPO 法人ですが、

- ① 今年度（平成 27 年 3 月末まで）は、このまま活動を続ける。
- ② 3 月をめどに、会員移行のお知らせをする。
- ③ 平成 27 年 5 月下旬に通常総会を開き、下記の事項を決定する。
 - (1) 平成 26 年度の事業報告、決算報告をして承認して戴く。
 - (2) NPO 法人の解散を決議し、清算人を承認して戴く。
- ④ 清算人が解散届を作成し、官報へ広告すると同時に法務局と福岡市役所に提出する。
- ⑤ 約半年後（10 月頃）承認届が来る。
- ⑥ 清算手続きが終了する。